

「(仮称) 西風新都線軌道建設事業環境影響評価実施計画書」への意見とその取扱いについて

1 大気質

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 自動車の交通量は、供用開始前後で変わらない前提なのか。(菅谷委員) ○ 一般的に、便利になれば交通量は増えるのか。予測はどうなっているのか。(堀越会長) ○ 広島湯来線を通っている車両が、便利になった己斐中央線を通るようになり、車両数が増える可能性はないのか。(西村委員)	本事業に併せて整備される 3・3・344 己斐中央線の自動車の通行に伴う大気質への影響は、交通量により異なることから、供用後の 3・3・344 己斐中央線の交通量の予測を明らかにした上で、大気質の予測及び評価を行うこと。	1

2 騒音・振動

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 工事車両は非常に重たいものを運ぶ可能性があるので、走行時の超低周波音の評価は必要ないのか。(西村委員) ○ 特に己斐は急な坂が多く、大型車両が走行する際に超低周波音が発生するはずであり、工事期間だけでも、超低周波音を環境影響評価項目に入れた方がよいと思う。(西村委員)	己斐地区は坂が多く、また、大型車両による重量物の運搬が想定されることから、工事車両の走行により発生する低周波音の影響が懸念される。このため、工事車両の走行による低周波音の調査、予測及び評価の必要性を検討すること。	2(1)
○ 高架下の道路周辺での騒音予測を行うに当たり、高架への反射を踏まえた予測式はあるのか。(西村委員)	高架部の道路交通騒音について、高架構造物による反射を考慮に入れた予測及び評価を行うこと。	2(2)

2 騒音・振動（つづき）

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 80%レンジの上端値で評価する場合、車両が通り抜ける際に発生する瞬間的な大きな振動を考慮しないことになるが、問題はないのか。(西村委員)	事業者から、「道路環境影響評価の技術手法等で、80%レンジ上端値を予測するモデルとなっており、これを使用している。」という説明があったため、答申には盛り込まない。	—
○ 車両がトンネルにゆっくり進入しても、トンネルの径が小さい場合は出口で低周波的な振動が発生する可能性があるので、トンネルの形状を考慮してほしい。(西村委員)	微気圧波（車両がトンネルに進入する際に生じた空気の圧縮波がトンネル出口でパルス状に放出される現象）による騒音及び振動について検討すること。	2(3)

3 水質

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 己斐地区の現地調査地点（No.3とNo.4）について、工事による水の汚れや濁りを評価する際に、事業計画地よりも上流付近で調査をした上で No.3とNo.4を調査することで、工事による水質への影響が分かるのではないかと思います。(香田委員)	工事による水質への影響を事後調査で確認する場合には、必要に応じて上流で追加調査を行うことを検討していただくこととし、答申には盛り込まない。	—

3 水質（つづき）

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 動物調査について、陸生生物のみを調査対象としているが、水生生物は調査としなくていいのか。（保坂委員） ○ 水生生物について、事業地周辺の河川はすでにコンクリート三面張りになっているので、環境影響評価は必要ないとのことだが、石内川ではゲンジボタルが確認されている。 その地域は、環境影響を及ぼす範囲と認められる地域（事業計画地から250mの範囲）から外れているが、今回の工事により少なからず影響を受けると考えられる石内川の下流域であり、石内川に生息するホタルなどの水生生物への影響を考慮しなくていいのか。（保坂委員）	工事に伴う排水が石内川に流入する場合には、石内川の水質や流域の水生生物等への影響が考えられることから、環境影響範囲及び環境影響評価項目の追加について検討すること。	3

4 水象

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 現地調査地点について、教順寺を対象として、霊泉寺を対象外とした理由は何か。霊泉寺も教順寺と同じように調査した方がいいのではないのか。（松川委員）	工事の実施により水象（地下水）に及ぼす影響について、調査地点の追加の必要性を検討すること。	4

5 地形・地質

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 事業計画地及びその周辺は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流に指定されているのか。(吉富委員)	事業計画地及びその周辺の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流）を明らかにし、必要な防災対策を講じること。	5

6 土壌汚染

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ ダイオキシン類以外の項目について、特に何か検討する必要があるのか。(和崎委員)	事業者から、「土地利用履歴等の結果に応じて、項目追加の必要性を検討し、準備書段階で反映させていきたい。」旨の説明があったため、答申には盛り込まない。	—

7 動物・植物

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 調査区域は、広島市の絶滅危惧種等の分布情報を網羅したエリアなのか。(保坂委員)	動物及び植物の調査範囲の設定根拠を明らかにすること。	6
○ 調査範囲は、250mの範囲のうち、青色の太い点線の部分だけである。緑地部分は押さえてあると思うが、絶滅危惧種等の動物がこの点線の中にいたと考えてよいのか。(保坂委員)		
○ 自然地はほぼ全て押さえているのか。(保坂委員)		

8 景観

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 景観について、予測地点をなぜこの6か所としたのか。住民は、駅を対象とした景観だけではなく、高架を含めた景観がどのように変化するかを非常に気にしていると思う。(上村委員) ○ 高架からトンネルへ向かう景観も、住民には非常に重要な景観だと思う。そういう点を踏まえて、視点場、眺望点を増やすことを検討してほしい。(上村委員) ○ 建設前と建設後の状況が分かるものの提示があると、非常に分かりやすいと思う。(上村委員)	景観の予測地点について、選定した理由を明らかにすること。	7(1)
○ J R 西広島駅南口の周辺は住宅や商業施設があるので、新たに駅舎が設置されると都市景観は大きく変わる。例えば、少し離れた新己斐橋の橋上からの視点による評価を行う予定はあるのか。(今川委員) ○ 五月が丘団地では、住宅前に高架が設置される場所もあり、ここでは景観が大きく変化すると思う。(堀越会長) ○ 住民には景観がどのくらい激変するのかが分かるものがあればいいと思う。(堀越会長)	本事業のルートは住宅地を通ることから、地域住民の身近な景観に及ぼす影響を予測及び評価できる調査地点を追加すること。 また、予測の際には、工事の施工前後の景観の状況が分かるものを提示するなど、住民にわかりやすいものとする。	7(2)

9 温室効果ガス

意見の概要	答申(案)・意見に対する対応	答申案該当部分
○ 工事の実施で、建設機械の稼動と工事用車両の走行による温室効果ガスの影響を選定していないのはなぜか。(堀越会長)	工事の実施に伴う建設機械の稼動及び工事用車両の走行による温室効果ガスの影響を環境影響評価項目に選定しない理由を明らかにすること。	8